**一般社団法人日本建設機械施工協会　個人会員係　行**

**Ｅ-mail：k-kaiin@jcmanet.or.jp FAX：03-3432-0289　　※原則ｅメールで送付ください**

一般社団法人 日本建設機械施工協会　会長　殿

　下記のとおり、日本建設機械施工協会　個人会員の登録内容を変更します。

　※変更箇所のみ記載ください。なお、会員番号は必ず記載願います。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個　人　会　員　登　録　内　容　**（変更)** | | |
| ふ り が な |  | 生 年 月 日 |
| 氏　　　名  (会員番号) | （会員番号；Ｐ　　　　　　　　） | 昭和  平成　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 勤 務 先 名 |  | |
| 所属部課名 |  | |
| 勤務先住所 | 〒  TEL 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail | |
| 自宅住所 | 〒  TEL 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail | |
| 機関誌の送付先 | 勤務先　　　　　　自宅　　　　　　（ご希望の送付先に○印で囲んで下さい。） | |
| そ の 他  連絡事項 |  | |

【会費について】　年間 9,000円

○会費は当該年度前納となります。年度は毎年４月から翌年３月です。

○年度途中で入会される場合であっても、当該年度の会費として全額をお支払い頂きます。

○会費には機関誌「建設機械施工」の費用（年間12冊）が含まれています。

○退会のご連絡がない限り、毎年度継続となります。退会の際は必ず書面にてご連絡下さい。  
また、住所変更の際はご一報下さるようお願い致します。

【その他ご入会に際しての留意事項】

○個人会員は、定款上、本協会の目的に賛同して入会する個人です。　○入会手続きは本協会会長宛に入会申込書を提出する必要があります。

○会費額は総会の決定により変更されることがあります。　○次の場合、会員の資格を喪失します：１.退会届が提出されたとき。2.後見開始又は保佐開始の審判をうけたとき。3.死亡し、又は失踪宣言をうけたとき。4.１年以上会費を滞納したとき。5.除名されたとき。　○資格喪失時の権利及び義務：資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務は免れます。ただし未履行の義務は免れることはできません。　○退会の際は退会届を会長宛に提出しなければなりません。　○拠出金の不返還：既納の会費及びその他の拠出金品は原則として返還いたしません。

【個人情報の取扱について】

ご記入頂きました個人情報は、日本建設機械施工協会のプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に基づき適正に管理いたします。本協会のプライバシーポリシーは http://www.jcmanet.or.jp/privacy\_policy.htm をご覧下さい。

20070110-3